

中学校学習指導要領改定案公表 がんの取り扱いを明記 2021年度から実施

文部科学省は2月17日、小中学校の学習指導要領の改定案を公表した。このうち、21年度から実施される中学校の学習指導要領案では、保健体育の指導内容に関して「がんについても取り扱うものとする」と明記された。

一方、20年度から実施される小学校の学習指導要領案ではがんについての記述は盛り込まれなかつたが、昨年改正されたがん対策基本法でもがん教育の推進が明記されており、同省は4月から学校でのがん教育を地域の実情に応じて全国展開する方針だ。

学習指導要領は、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準で、各教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。中学校学習指導要領案で「がんについても取り扱うものとする」と記載されたのは、保健体育の保健分野の指導内容の中で、「健康な生活と疾病の予防について理解を深めること」とした項目の取り扱いを示した部分。

具体的な指導内容は、来年度中に検討・作成が見込まれている学習指導要領解説に示され、保健体育の教科書編

集の参考にされる。

同省は2015年度からがん教育の総合支援事業としてモデル校を指定してがん教育のモデル授業を実施してきており、16年度は24道府県2政令市の26自治体137校で実施された。17年度からは教員や外部講師向けの研修会を各都道府県で実施し、各都道府県のがん対策部局と連携を取りながら、地域の実情に応じてできるところから広くがん教育を展開していく方針だ。